

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同施行令(昭和22年政令第16号)、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)、本件の調達に係る入札公告(以下「入札公告」という。)に定めるもののほか、本件の調達契約について、一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 平成27年3月3日(火)

2 一般競争入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

本館他エレベーター保守点検業務 一式

(2) 役務の概要

山梨県庁の本館・別館・議事堂及び委員会室棟のエレベーター保守点検業務

(3) 役務の仕様

別添仕様書のとおり

(4) 履行期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 履行場所

山梨県庁 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

(6) 入札の位置づけ

本入札は、年度開始前の契約準備行為であるため、本入札における落札の効果は、平成27年4月1日に平成27年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

3 入札参加者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者で、山梨県の審査及び確認により入札参加資格があると認められた者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成14年2月28日山梨県告示第64号)に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。

(3) 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種(建物管理)の「建物・電気・機械設備点検保守」に登録されている者であること。

(4) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(7) 平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間において、1年間継続してのエレベーター点検保守業務を1回として、1回以上元請けとして契約を結び、当該契約業務を履行した実績を有する者であること。

#### 4 入札参加資格の審査

入札参加者で、3の(2)に該当しない者(本件入札の公告時に物品等競争入札参加資格を得ていない者)は次により山梨県出納局管理課において当該資格の審査を受けなければならない。

また、3の(3)の登録内容を変更しようとする者も同様とする。

##### (1) 資格審査申請書の提出期間

平成27年3月3日(火)から平成27年3月10日(火)まで

##### (2) 申請の手続き

電子申請による

##### (3) 問い合わせ先及び提出先

山梨県出納局管理課 調度担当

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 055-223-1395(直通)

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加者は、様式1の入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

##### (1) 確認申請書の提出期間

この入札説明書の交付を受けた日から平成27年3月10日(火)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

##### (2) 確認申請の手続き

確認申請書の提出は、持参するものとする。

##### (3) 確認申請書の提出場所

山梨県総務部管財課 庁舎管理担当

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 055-223-1393(直通)

##### (4) 確認申請書に次の書類を添付すること。

ア 3の(2)を証する書類の写し(「物品等競争入札参加資格審査申請の審査結果について」通知書)

また、申請中の者は、当該審査申請書の写し

イ 誓約書(様式2)

ウ 3の(7)を証する書類(様式3。契約書の写し等添付書類を含む。)

##### (5) 提出部数

1部

##### (6) 入札参加資格の確認結果

入札参加資格の確認結果は、平成27年3月18日(水)までに、郵便により発送(様式4)する。

##### (7) その他

提出期限後の申請書等の差し替え、再提出は認めない。

提出された申請書等は、県において公表及び無断使用はしない。

提出された申請書等は、返却しない。

返信用封筒を申請書等と併せて提出すること(「速達」扱いとして切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者名まで記載すること。)

- 6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明  
入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。
- (1) 手続き  
平成27年3月19日(木)午後4時までに山梨県知事あての書面(様式任意)を5の(3)の場所に持参して行わなければならない。
- (2) 回答  
平成27年3月23日(月)までに郵便により発送する。
- 7 入札説明書及び仕様書に関する質問書の受付、回答書の公表
- (1) 質問の受付  
質問事項がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、質問書(様式5)に記入のうえ、平成27年3月10日(火)午後5時までに、持参、郵送又は電子メール(ファイル添付)にて、下記の提出先に提出すること。  
また、電子メールで提出する場合は、件名を「本館他エレベーター保守点検業務委託 入札説明書に関する質問」とし、送信後、下記の連絡先に到着を確認すること。  
メールアドレス：[kanzai@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kanzai@pref.yamanashi.lg.jp)  
電話(連絡先)  
山梨県総務部管財課 庁舎管理担当  
055-223-1393(直通)
- (2) 質問に対する回答書の公表  
平成27年3月18日(水)に山梨県総務部管財課のホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/kanzai/index.html>)に掲載するとともに、山梨県総務部管財課庁舎管理担当において回答書を配付する。
- 8 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 実施日 平成27年3月24日(火)午前10時00分
- (2) 場 所 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 防災新館2階201会議室
- 9 入札及び開札の立ち会い  
入札及び開札の立ち会いについては、代表者又はその代理人をもって行う。  
なお、代理人が入札及び開札に立ち会う場合においては、入札者の委任状(様式6)を提出すること。
- 10 入札方法等
- (1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び質問に対する回答を熟知の上、入札しなければならない。入札後、入札公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加に際しては、5の(6)の入札参加資格確認通知書(様式4、写しでも可)を持参すること。
- (3) 代表者が出席する場合は、代表者の印鑑を持参すること。  
また、代理人が出席する場合は、委任状(様式6)と当日出席する者の印鑑を持参すること。  
(委任状の受任者の印と当日出席し入札に参加する者の印が同じであること。)
- (4) 入札金額は、2の(4)の履行期間において当該役務の提供に要する一切の経費(ただし、仕様書において山梨県が負担するものを除く。)を見積もること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当する金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札書(様式7)は、上記(4)の入札金額のほか、次の各号に掲げる事項を記載し提出すること。
  - ア 入札書の日付け、件名及び履行場所。なお、件名については、「本館他エレベーター保守点検業務委託」とし、履行場所については、「山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号」とすること。
  - イ 代表者が入札する場合は、その住所及び氏名(法人の場合は、その所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)、並びに押印
  - 代理人が入札する場合には、代表者の住所及び氏名(法人の場合は、その所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)、並びに当該代理人の氏名及び押印
- (6) 入札書の記載内容を訂正したときは、当該訂正箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額を訂正した入札書は無効となる。
- (7) 代表者又はその代理人は、その提出した入札書の引替え、変更、取り消しをすることができない。
- (8) 入札回数は2回を限度とする。

#### 1 1 入札の無効条件

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札時刻に間に合わなかったとき
- (3) 指定の日時までに入札書が提出されないとき
- (4) 同一の入札に他の入札参加者の代理人を兼ねた場合、又は2人以上の代理人として行われた入札
- (5) 入札書の記載に不備のある場合
- (6) 入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札
- (7) その他入札条件に違反した者の入札

#### 1 2 落札者の決定

- (1) 規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。  
ただし、1回目の入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。
- (4) 再度入札に付して落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約によることができるものとする。
- (5) 落札者が別に指定する期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

#### 1 3 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

#### 14 契約に関する事項

(1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

(2) 契約は、山梨県知事と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

#### 15 その他

(1) 落札者が契約締結までの間に「3 入札参加者に必要な資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(3) 本件調達の担当

山梨県総務部管財課 庁舎管理担当

電話 055-223-1393(直通)